

「名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）
デザイン検討業務委託」に係るプロポーザル
【 説 明 書 】

令和 3年 6月
名 古 屋 市

【目 次】

1. 業務の目的	1
2. 業務の概要	1
3. 参加資格	1
4. 業務実施上の条件	3
5. 提案を受けたいポイント	3
6. 事務局	4
7. プロポーザル参加表明書の提出	4
8. 資料の貸与	4
9. 提出書類の作成及び記載上の留意事項	4
10. 企画提案書等の内容についての質問の受付及び回答	5
11. 事前説明会の開催	5
12. 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限	6
13. 評価委員及び契約候補者の選定	6
14. ヒアリング	7
15. 審査結果の通知・公表	7
16. 非選定理由及び選定理由に関する事項	8
17. 失格	8
18. その他	8
19. 企画提案書の評価基準	11

【 様式 1 】 プロポーザル参加表明書

【 様式 2 】 守秘義務に係る誓約書

【 様式 3 】 企画提案書表紙

【 様式 3-2 】 企画提案書表紙（チーム構成団体用別紙）

【 様式 4 】 団体の概要

【 様式 5 】 代表者等名簿

【 様式 6 】 業務実績

【 様式 7 】 業務実施体制

【 様式 8 】 デザイナー・技術者の資格・実務経験

【 様式 9 】 企画提案

【 様式 10 】 質問票

【 様式 11 】 事前説明会参加届

別添 1 選定にあたっての評価委員からのメッセージ

別添 2 企画提案書等作成要領

別添 3 業務委託概要

別添4 内訳書（参考）

別添5 整備イメージ

参考資料 業務委託標準仕様書 建築基本設計委託仕様書

名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）デザイン検討業務委託 特記仕様書
（案）

情報の保護及び管理のための特記仕様書（業務委託用）

名古屋駅周辺まちづくりの現在の状況

1. 業務の目的

本市では、リニア中央新幹線開業を機に世界都市にふさわしいまちづくりを推進するため、目標とするまちの姿を「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」と掲げ、西側及び東側の駅前広場の再整備をはじめ、各交通施設について、検討を進めてきました。

名古屋駅西側駅前広場の再整備については、交通機能の高度化と将来を見据えた西側エリアのまちづくりと連携した重層的な拠点の形成を目指し、関係者との協議を進めているところです。一方で重層的な整備には、相当な期間を要することが想定されることから、リニア中央新幹線開業時を目指して、早期にリニア効果が発現できるよう、当面、駅前広場は平面レベルの限られた空間の中で交通結節機能の確保と空間形成を行うこととしました。

また、名古屋駅東側駅前広場については、リニア中央新幹線の開業時において、新たな象徴的な空間を形成することを目指し、現在検討を進めています。

本業務は、リニア中央新幹線の開業時における名古屋駅西側駅前広場の平面レベルでの整備について、リニア中央新幹線の玄関口にふさわしい開放性の高い広場を含む空間のデザイン計画を作成するとともに、関係事業者との協議・調整を進めるための基本設計を行うものです。なお、本業務の対象である平面レベルでの整備は暫定的なものであり、リニア中央新幹線開業後の重層的な拠点の形成に向け、全面的に再整備されることを踏まえ、コストに配慮しながら検討を進める必要があります。

こうした業務について、民間の英知を結集して密度の高い検討を行うため、高度の企画・設計能力を有し、参加意欲のある「設計チーム」を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2. 業務の概要

(1) 業務名

名古屋駅西側エリア（リニア開業時の姿）デザイン検討業務委託

(2) 業務内容

別添3の「業務委託概要」のとおりです。

(3) 履行期間

履行期間は、次のとおりとします。

契約締結日から令和4年3月18日まで（予定）

(4) 契約上限金額

23,000千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることが必要です。また、提案にあたってはデザイナー、意匠、構造及び設備の各担当技術者を加えた設計チームとして業務実施体制を構築することが必要です。

なお、設計チームは、複数の法人その他の団体又は個人で構成し、応募することも可能とします。複数の法人その他の団体で構成される設計チームで応募する場合は、「4. 業務実施上の条件」に示す代表者が次に掲げる条件をすべて満たすことが必要です。また、「4. 業務実施上の条件」に示す協力会社等も(7)の条件を満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」といいます。）を受けている者を除きます。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 3 年 7 月 26 日午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加の認定を受けている者を除きます。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加の認定を受けている者を除きます。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとする者であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」といいます。）の期間がない者であること。

暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。また、契約候補者選定後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があつた場合は、原則として選定を取り消します。
- (9) 自社に所属する者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格保有者を管理技術者として配置できること。

4. 業務実施上の条件

業務実施にあたっては、デザイナーのほか、意匠、構造、設備の各担当技術者を配置するものとし、各担当技術者は下表に示す資格をそれぞれ保有するものとし、また、提案内容によっては必要に応じて別途担当技術者を配置するものとし、また、デザイナーと意匠担当技術者は兼ねることが可能です。

必要となる資格：

意匠担当技術者	・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士
構造担当技術者	
設備担当技術者	・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士 又は ・ 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士

なお、本業務における主たる部分は「デザイン計画検討及び意匠設計」とします。そのため、複数の法人その他の団体又は個人で構成される設計チームで応募する場合は、デザイナー又は意匠担当技術者が所属する団体又は個人を「代表者」とし、その他の団体又は個人を「協力会社等」としてごください。この場合、代表者を契約の相手方とするものとします。

5. 提案を受けたいポイント

(1) 業務遂行能力

デザイナー・技術者の業務実績等

(2) 企画提案能力

現状の名古屋駅西側駅前広場は、歩行者空間が狭いことなどにより、駅とまちが分断されており、まちとのつながりや回遊性が乏しい空間となっています。また、ターミナル駅にふさわしい魅力や都市機能が不足していることなどの課題をかかえています。

リニア中央新幹線開業時に別添 5 に示す「まちへの動線確保」、「顔となる広場の整備」及び「タクシースペースの改善」の考え方を踏まえ、平面レベルの限られた空間の中でリニア中央新幹線の玄関口にふさわしい空間とするため、下記ア～ウを実現性に配慮しつつ提案してください。なお、平面レベルでの整備は、リニア中央新幹線開業後の重層的な整備までの暫定的な整備であり、重層的な整備を図る際には全面的に再整備されることを考慮し、整備コストにも配慮してください。

なお、提案にあたっては、「8. 資料の貸与」に示す資料及び「企画提案書等作成要領（別添 2）」に示す参考資料をふまえてください。

ア リニア中央新幹線の玄関口となること及び暫定的な整備であることをふまえたデザインコンセプト

イ まちへの動線・滞留空間、広場でのアクティビティ、周辺との関係性等を表現した空間イメージ（各施設の寸法や配置、色調や使用素材の想定とあわせて考え方を示すこと）

ウ 設計チームの構成や発注者との協議体制、検討手順等の検討方針

6. 事務局

〒460-8508

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局 リニア関連都心開発部 リニア関連・名駅周辺開発推進課

リニア関連整備係（名古屋市役所西庁舎3階）

TEL 052-972-2745 FAX 052-972-4171

E-mail a2745@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

担当：久田、水谷、渡邊

7. プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出してください。

(1) 提出方法：持参又は郵送等

(2) 提出部数：1部

(3) 提出場所：「6. 事務局」に同じ

(4) 提出期限：令和3年7月9日（金）午後5時まで

※持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。

※郵送の場合は令和3年7月9日（金）必着

※提出期限後に提出された参加表明書は無効とします。

8. 資料の貸与

参加表明者には、守秘義務に関する誓約書（様式2）を提出した後、次の資料を貸与します。貸与された資料は、第三者に貸与することはできません。

(1) 都市計画基本図（平成27・28年度作成）

(2) 現況実測図

(3) 将来計画図

(4) 前提条件表

(5) 地下鉄階段の床版架設の構造検討図

(6) 提案範囲に含まれる地下街・地下鉄の屋根・給排気塔等の図面

貸与場所は、名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課とします。（ただし、「6. 事務局」が認める場合は郵送での貸与も可とします。）

なお、貸与された資料については、「6. 事務局」が指定する期日までに、返却するものとします。返却先は、名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課とします。

9. 提出書類の作成及び記載上の留意事項

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3～様式9）

イ 様式6及び様式8に記載した業務実績を証明できるもの（TECRIS書類、契約書等

業務を完了したことを証明する書面及び仕様書等の業務内容がわかる書類の写し等)

ウ 様式 8 に記載した保有資格を証明できるもの（登録証の写し等）

エ 「3. 参加資格」を証明できるもの（登記事項証明書、財務諸表等）

オ 見積書及び内訳書（様式は自由としますが、参考に添付した内訳書（別添 4）に記載されている程度の項目・内容は、最低限必要なものとします。）

(2) 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

ア 提案は、業務を実施するにあたっての考え方等についての提案を求めるものであり、当該業務に係る成果の一部の提出を求めるものではありません。

イ 企画提案書の様式は、様式 3～様式 9 のとおりとします。企画提案書等作成要領（別添 2）を参照し、記載漏れ等無いよう注意してください。

(3) 提出書類の無効等

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合並びに虚偽の記載をした場合は無効とすることがあります。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

10. 企画提案書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問票（様式 10）により行うものとし、電子メール又はファックスの方法によるものとします。なお、必ず電話により着信確認を行ってください。

ア 質問の受付場所：「6. 事務局」に同じ

イ 質問の受付期間：令和 3 年 6 月 4 日（金）午前 9 時から令和 3 年 6 月 18 日（金）午後 5 時まで（着信確認は同日程で午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、休日を除きます。）

(2) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスに掲載するほか、下記のとおり閲覧に供します。また、質問者に対して、電子メール又はファックスにより回答します。

ア 閲覧場所：「6. 事務局」に同じ

イ 閲覧期間：令和 3 年 6 月 24 日（木）から企画提案書等の提出期限の前日まで。ただし休日を除きます。閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

ウ その他：仕様の補足等が掲載されることがあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認してください。

11. 事前説明会の開催

本プロポーザルに係る説明会（対面（状況によりオンライン））を、次のとおり開催しますので、参加にあたっては本説明書等を各自持参してください。ただし、新型コロナウイルスの感染症の拡大等により対面による説明会を開催しない可能性があります。なお、事前説明会に不参加であっても、本プロポーザルへ参加することはできます。

(1) 日時：令和 3 年 6 月 17 日（木）

(2) 場所：未定

(3) 参加申込方法：事前説明会参加届（様式 11）を令和 3 年 6 月 11 日（金）午後 5 時まで

に、「6. 事務局」まで電子メール又はファックス、持参により提出すること。

※電子メール又はファックスの場合は、必ず電話により着信確認を行ってください。(着信確認は同日程で午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、休日を除きます。)

※持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、休日を除きます。

- (4) 参加人数 : 対面の場合は各2名以内。オンラインの場合は1グループにつき、1回線まで。
- (5) その他 : 場所・開始時間は後日、お知らせします。

12. 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出方法 : 持参又は郵送等

(2) 提出部数 : 正本1部及び副本8部並びに電子データ

※副本は様式6～9(証明できる書類等を含みます)のみとし、そこに記載されている事業者名等は黒塗りで抹消してください。

※電子データはPDF形式(テキスト情報を含んだもの)、記録媒体はCD-R又はDVD-Rとし、ラベル面に社名を記載してください。)

(3) 提出場所 : 「6. 事務局」に同じ

(4) 提出期限 : 令和3年7月26日(月)午後5時まで

※持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、休日を除きます。

※郵送の場合は令和3年7月26日(月)必着とします。

※提出期限後に提出された企画提案書は無効とします。

13. 評価委員及び契約候補者の選定

(1) 評価委員

企画提案書の評価は、次に掲げる「名古屋駅西側エリア(リニア開業時の姿)デザイン検討業務委託事業者評価委員」(以下「評価委員」といいます。)が行います。

委員(学識経験者) 伊藤 恭行 (名古屋市立大学教授)

委員(学識経験者) 加茂 紀和子 (名古屋工業大学教授)

委員(学識経験者) 篠原 修 (東京大学名誉教授)

委員(学識経験者) 内藤 廣 (建築家・東京大学名誉教授)

委員(学識経験者) 福井 恒明 (法政大学教授)

委員(学識経験者) 堀越 哲美 (愛知産業大学学長・造形学部教授)

(以上五十音順、敬称略)

(2) 契約候補者の選定

ア 「19. 企画提案書の評価基準」に基づく企画提案書等の評価結果について、評価委員から意見を聴き、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行います。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以

上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定します。

ウ 選定した契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとします。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたときも含まれます。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

オ 「3. 参加資格」がないと認められた者にはその旨及びその理由（以下「無資格理由」といいます。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しません。この場合、通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除きます。）に書面（様式自由）により無資格理由について説明を求めることができます。

カ オに対する回答は、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除きます。）に説明を求めた者に対し、書面で行います。

14. ヒアリング

(1) 提案者が多数の場合は、評価基準に基づき、企画提案書の事前採点（書面審査のみ）を行い、点数が上位の4者程度に対してヒアリングを実施します。ただし、新型コロナウイルスの感染症の拡大等により対面によるヒアリングによる方法以外での開催に変更する可能性があります。なお、事前採点の得点はヒアリングには持ち越さないものとします。

(2) ヒアリングの日程及び場所は、次のとおりとします。

日程：令和3年8月中旬～下旬（予定）

場所：未定

(3) ヒアリングの出席者は5名以内とします。

(4) 説明資料は、提出された企画提案（様式9）に基づき、プレゼンテーションソフト（PowerPoint等）により行うものとします。説明に用いる図等は企画提案（様式9）に使用したもののみとし、新たに作成することは認めません。

(5) ヒアリングに出席しない場合は、契約意思がないものとみなして選定の対象としません。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではありません。

(6) ヒアリングスケジュール

1者あたり30分（説明15分程度、質疑応答15分程度）

ヒアリング実施の有無及びヒアリング実施時刻は令和3年8月4日（水）（予定）までにお知らせします。

15. 審査結果の通知・公表

審査結果（全提案者の順位・点数）は、企画提案書等を提出したすべての団体に対して、令和3年9月に書面にて通知します。また、契約候補者と契約締結後、調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」で公表します。なお、ヒアリングを実施した企画提案（様式

9) は原則公表を予定しております。報道機関等からの問い合わせがあった場合も、審査結果を公表することがあります。

16. 非選定理由及び選定理由に関する事項

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除きます。）に、非選定理由について書面（様式自由）により説明を求めることができます。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除きます。）に、書面により行います。
- (3) 最優秀提案者に選定された者についても、上記(1)、(2)に準じて説明を求めることができます。
- (4) 非選定理由及び選定理由の説明要求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
 - ア 受付場所：「6. 事務局」に同じ
 - イ 受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、休日を除きます。
- (5) 本市が書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由及び選定理由の説明要求は受け付けません。

17. 失格

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 企画提案書等提出時点において、「3. 参加資格」の条件を満たさないことが認められた者
- (3) 企画提案書等提出後、契約候補者選定までの間に、「3. 参加資格」の条件を満たさなくなった者
- (4) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案を行った者
- (5) 見積金額が「2. (4) 契約上限金額」を超える提案を行った者
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為をした者
- (7) 評価委員に対し、評価に関わる接触の事実が認められた者

18. その他

- (1) 契約保証金については名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は、免除します。
- (2) 提出者は、本説明書の記載内容を承諾した上で、企画提案書等を提出するものとします。
- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用できません。
- (4) 1設計チームにつき提案は1つとし、複数の提案はできません。

また、デザイナー及び意匠担当技術者は、他の設計チームの構成員となることはできません。ただし、構造及び設備担当技術者は他の設計チームの構成員になることは可能です。

(5) 本プロポーザルに参加を希望する者で、「3. 参加資格」に掲げる本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市公式ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書他所定の必要書類を令和3年7月26日午後5時15分までにの場所に提出し、契約締結日までに当該資格の認定を受けていなければなりません。この場合は、実施公告の写しを添える等の方法により、本プロポーザルに参加を希望している旨を明示しなければなりません。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 0570-001-279

(6) 企画提案書等の提出後においては、原則として企画提案書等に記載された内容の変更を認めません（本市から指示があった場合を除きます。）。

(7) 本業務の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、構造及び設備担当者については、資格・実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではありません。

(8) 参加表明書又は企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出るものとします。

(9) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(10) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外の目的で提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された企画提案書等の著作権は、提出者に帰属するものとします。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、本市が必要と認める場合に全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

エ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出者が負うものとします。

(11) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めます。追加書類の取扱い等については、(10)と同様とします。

(12) 提出書類及び質問の作成、ヒアリングは日本語で行うものとします。

(13) 本プロポーザルに関して知り得た秘密を漏らすことは認めません。

(14) 本プロポーザルの前提条件から、契約後、関係者との協議等により設計の前提条件が変わる可能性があります。

(15) 令和4年度以降に実施を予定している業務について

ア 令和4年度以降に実施を予定している実施設計業務及び工事における工事監理業務については、本業務の履行結果が良好であり、かつ実施設計業務及び工事監理業務に係る予算が名古屋市の議決を経て予算化された場合に、本プロポーザルで最優秀者として選定され、契約を締結された設計チーム（複数の法人その他の団体又は個人で構成される設計チームの場合は、その代表者）に随意契約する予

定です。

イ 令和 4 年度以降に実施を予定している実施設計業務及び工事における工事監理業務の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、構造及び設備担当者については、資格・実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではありません。

(16) 本業務に引き続き、西側エリアのまちづくりと連携した重層的な拠点の形成に向け、参考として意見を伺うことがあります。

19. 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価基準は以下のとおりです。

評価項目	評価の視点	判断基準	評価点
業務遂行能力	実績・実務経験	本業務にふさわしい十分な経験があるか	10
	実務実施の体制	業務遂行に適切な人員配置・役割分担となっているか	5
		発注者との速やかな協議が行える体制となっているか	5
	(小計)		
企画提案能力	魅力	名古屋らしさや、西側エリアの特性をふまえた独自性のあるデザインか	10
		開放性の高い広場空間を確保しつつ、来訪者にとって印象的なデザインとなっているか	10
		様々なシーンで憩い・にぎわいのあるデザインか	10
		まちや地下街とのつながりを整理し、景観をデザインしているか	10
		ユニバーサルデザインに配慮した機能性と快適性は確保されているか	10
		施工期間中における工夫や、暫定的な整備としての工夫はあるか	10
	実現性	提案内容が具体的かつ理論的な裏付けがあるか	10
	訴求力	市民にもわかりやすく、理解しやすいものであるか	10
(小計)			(80)
合計			100

<提案者の順位の決定方法>

- 1 評価委員1名あたり100点満点とし、各委員の採点の合計点が最も高い者を原則として契約候補者とします。ただし、各委員の採点の平均点で業務遂行能力が12点未満、又は企画提案能力が48点未満のいずれかに該当する者は契約候補者として認められません。
- 2 評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定します。
 - (1) 「企画提案能力」の点数が高い者を上位とします。
 - (2) (1) も同点の場合は、「実績・実務経験」の点数が高い者を上位とします。
 - (3) (2) も同点の場合は、評価委員から意見を聞き、住宅都市局長（契約事務受任者）が順位を決定します。